

改正沖縄振興特別措置法の 概要について

平成26年4月4日

内閣府

1. 改正内容

沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図るため、課税の特例に関し、経済金融活性化特別地区に係る特例措置を創設すること、情報通信産業振興計画等を沖縄県知事が定めることとすること、航空機燃料税の軽減措置の対象となる路線の範囲を拡大すること等の所要の措置を講ずる。

2. 施行期日

平成26年4月1日

主な改正点

1. 経済金融活性化特別地区の創設(金融業務特別地区の抜本的見直し)

～ 従来の金融業務特別地区を抜本的に見直し、対象産業を金融に限定せずに多様化～

- 内閣総理大臣が、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄県内の一の地域を指定。
- 沖縄県知事が「経済金融活性化計画」を策定し、沖縄の経済金融の活性化を図るため集積を促進しようとする産業(課税特例の対象業種)を設定。⇒ 内閣総理大臣が、計画を認定。
- 沖縄県知事が、所得控除の課税特例の対象となる事業者(特区の指定日以後に区域内で設立され、対象産業を営むこと等に該当する法人)を認定。
- その他の課税の特例措置(投資税額控除、エンジェル控除等)、地方税の課税免除に伴う措置等を規定。

2. 情報通信産業振興地域等に係る特例措置の変更(地域指定権限・事業認定権限を沖縄県知事へ移譲)

- 沖縄県知事が情報通信産業振興計画及び国際物流拠点産業集積計画を策定して、情報通信産業振興地域等を指定(従来は国が指定)。
- 沖縄県知事が、所得控除の課税特例の対象となる事業者を認定(従来は国が認定)。

3. 航空機燃料税の軽減措置の拡充

- 航空機燃料税の軽減措置の適用対象に、沖縄と沖縄以外の本邦地域との間を航行する航空機に加えて、沖縄県内の区域内の各地間を航行する航空機を追加。

改正前

情報通信産業振興地域(「情報地域」)

- 地域指定: **主務大臣**が指定(24市町村)
- 支援措置: ①投資税額控除(機械等15%、建物等8%)
(対象資産の下限取得価額条件 **1000万円超**)

情報通信産業特別地区(「情報特区」)

- 地域指定: **主務大臣**が指定(3地区)
- 支援措置: ②事業認定を受けた法人の所得控除(40%、10年間)
(①、②選択制)
- 事業者認定: **主務大臣**が認定
- 認定要件: 常時使用従業員数要件 **10人**以上
区域内では専ら対象事業を営むこと 等

国際物流拠点産業集積地域(「物流特区」)

- 地域指定: **主務大臣**が指定(4地区)
- 支援措置: ①投資税額控除(機械等15%、建物等8%)
(①~③選択制) (対象資産の下限取得価額条件 **1000万円超**)
②特別償却(機械50%、建物等25%)
③事業認定を受けた法人の所得控除(40%、10年間)
- 事業者認定: **主務大臣**が認定
- 認定要件: 常時使用従業員数要件 **20人**以上
区域内では専ら対象事業を営むこと 等

金融業務特別地区

- 地域指定: **主務大臣**が指定(1市(名護市))
- 支援措置: ①投資税額控除(機械等15%、建物等8%)
(①、②選択制) (対象資産の下限取得価額条件 **1000万円超**)
②事業認定を受けた法人の所得控除(40%、10年間)
- 事業者認定: **主務大臣**が認定
- 認定要件: 常時使用従業員数要件 **10人**以上
区域内では専ら対象事業を営むこと 等

改正後

情報通信産業振興地域(「情報地域」)

- 地域指定: **沖縄県知事**が計画を作成して指定
- 支援措置: ①投資税額控除(機械等15%、建物等8%)
(対象資産の下限取得価額条件 **100万円超**)

情報通信産業特別地区(「情報特区」)

- 地域指定: **沖縄県知事**が計画を作成して指定
- 支援措置: ②事業認定を受けた法人の所得控除(40%、10年間)
(①、②選択制)
- 事業者認定: **沖縄県知事**が認定
- 認定要件: 常時使用従業員数要件 **5人**以上
区域内では専ら対象事業を営むこと 等
- ※対象業種として、「**情報通信機器の相互接続検証事業**」を追加

国際物流拠点産業集積地域(「物流特区」)

- 地域指定: **沖縄県知事**が計画を作成して指定
- 支援措置: ①投資税額控除(機械等15%、建物等8%)
(①~③選択制) (対象資産の下限取得価額条件 **100万円超**)
②特別償却(機械50%、建物等25%)
③事業認定を受けた法人の所得控除(40%、10年間)
- 事業者認定: **沖縄県知事**が認定
- 認定要件: 常時使用従業員数要件 **15人**以上
区域内では専ら対象事業を営むこと 等
- ※対象業種として、「**航空機整備業**」を追加

経済金融活性化特別地区

- 地域指定: 内閣総理大臣が県からの申請に基づき、1地区を指定
- 支援措置: ①投資税額控除(機械等15%、建物等8%)
(①~③選択制) (対象資産の下限取得価額条件 **100万円超**)
②特別償却(機械50%、建物等25%)
③事業認定を受けた法人の所得控除(40%、10年間)
④指定を受けた株式会社の出資に係るエンジェル控除
- 事業者認定: **沖縄県知事**が認定
- 認定要件: 常時使用従業員数要件 **5人**以上 等
- ※対象業種は、「**沖縄県知事が計画を作成して設定(総理が認定)**」

情報地域・特区

物流特区

金融特区

経済金融特区

沖縄の各地域・特区制度適用実績等について

制度名	認定企業数 (H14年度～H24年度) ※()内の数値は現時点 の認定企業数。	業種	投資税額控除 ・特別償却の 適用件数 (H14年度～ H24年度)	他の施策等
情報通信産業振興地域・ 情報通信産業特別地区	0 (0)	—	26件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 263社が沖縄に新たに立地し、約24,000人の雇用と、観光に次ぐリーディング産業へ成長(H24年度)。 ○ 沖縄の情報通信産業全体では、県内生産額が1,391億円(H12年度)から3,482億円(H23年度)と10年で2.5倍に。 ○ 沖縄一本土間の情報通信費の一部を沖縄県が支援。
国際物流拠点産業集積地域	7 (4)	<ul style="list-style-type: none"> ・電子部品製造 ・自動車部分品・附属品製造 ・Tシャツの製造 ・燃料タンクの製造 ・プリント基盤製造装置の製造 ・精密研磨用治具の製造 ・釣り具用品製造 	23件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 50社が立地、約700人(H24年度)の雇用。 ○ 賃貸工場等を一括交付金により整備。(入居率約83%、19棟/23棟) ○ ANAの貨物ハブが平成21年に開始。貨物ハブを活用した産業の集積が期待される。 ○ 平成25年2月に那覇空港地区と那覇港地区を国際物流拠点産業集積地域に指定。
金融業務特別地区	1 (0)	・金融関連業	3件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 15社、約500人(H24年度)の雇用。 ○ 名護市の法人市民税の約4割は金融関連業によるもの。 ○ インキュベーション施設を整備(みらい1～4号館、マルチメディア館)。

※()書き年度は沖縄県調べ(平成26年1月末現在)

経済金融活性化特別地区

従来の金融特別地区を発展的に解消し、沖縄における経済金融の活性化を図るため多様な産業の集積を促進する特区として、新たに「経済金融活性化特別地区」制度を創設。

- ・ 特区の区域は、沖縄県知事の申請に基づき、内閣総理大臣が一を限って地区を指定。
- ・ 集積の対象となる産業は、沖縄県知事が「経済金融活性化計画」において設定、内閣総理大臣が同計画を認定。
- ・ 所得控除の対象となる事業者は、法令で定める要件に基づき、沖縄県知事が認定。

措置の概要

○事業者認定を受けた法人に対する所得控除(40%、設立後10年間)

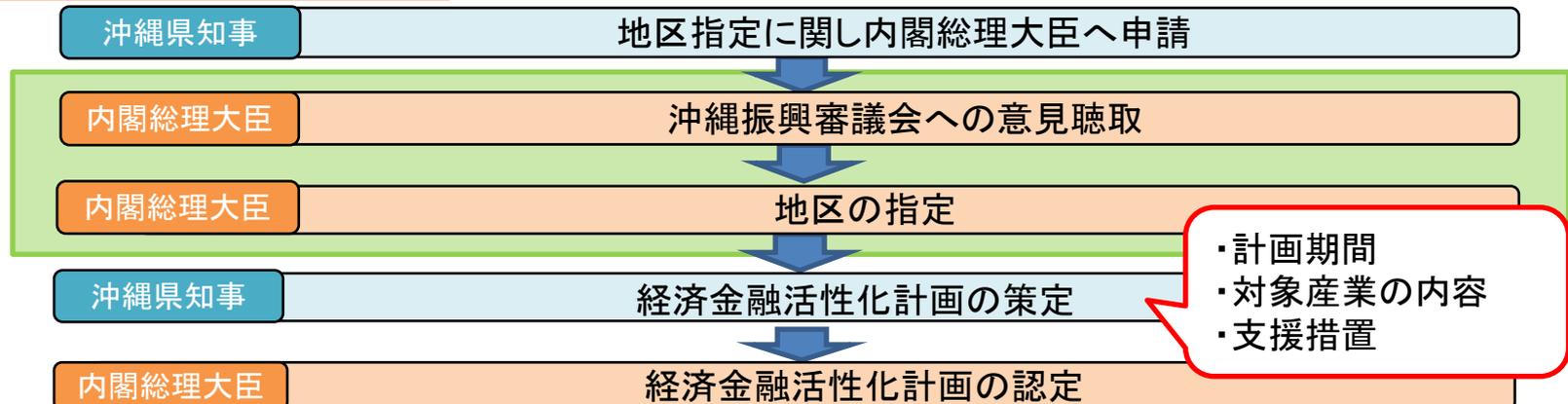
- 主な要件
- ・ 特区内に本店又は主たる事務所を有する企業
 - ・ 常時使用従業員5人以上の企業(←従来の金融特区では10人以上)
 - ・ 特区内において、主として対象産業を営む企業(←従来は「専ら金融業務を営む」としていたもの)

○特区内の投資に対する投資税額控除(機械等15%、建物等8%)又は特別償却(機械等50%、建物等25%)

- ・ 対象資産の下限取得価額は100万円超(←従来の金融特区は1000万円超)
- ・ そのほか、事業税、不動産取得税、固定資産税を軽減

○指定を受けた中小企業の株式取得に対するエンジェル税制(新設)

地区指定・計画認定の流れ

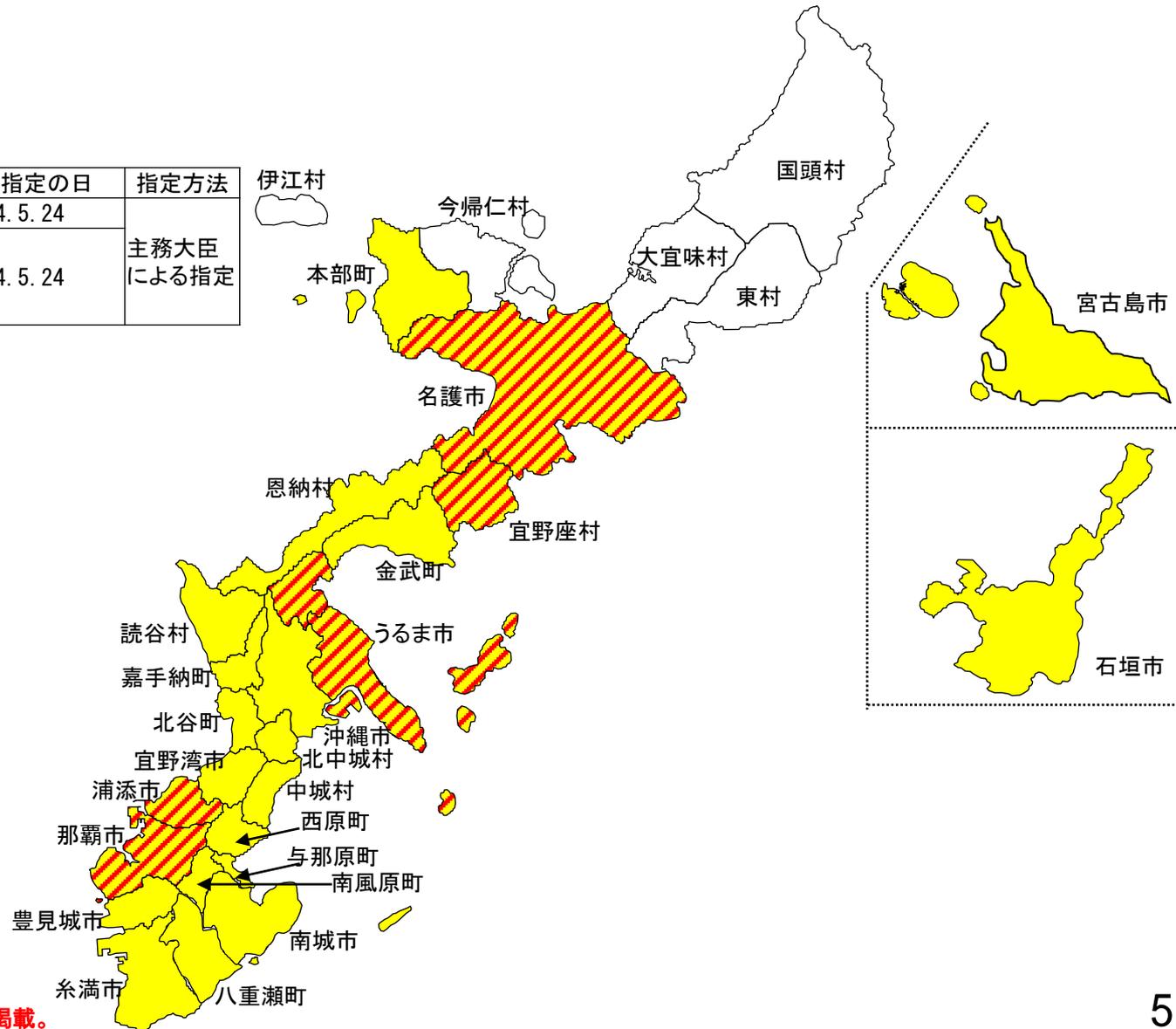


※改正後は、経済金融活性化特別地区については、県知事が所得控除の課税特例の対象となる事業者を認定 4

情報通信産業振興地域・特別地区に指定されている地域・地区

凡例	 情報通信産業振興地域
	 情報通信産業特別地区

地域	対象地域	指定の日	指定方法
情報通信産業振興地域	24市町村	H24. 5. 24	主務大臣による指定
情報通信産業特別地区	名護市、宜野座村 那覇市、浦添市 うるま市	H24. 5. 24	



スペースの都合上、離島については一部のみ掲載。

国際物流拠点産業集積地域に指定されている地域・地区

地域	対象地域	指定の日	指定方法
国際物流拠点産業集積地域	那覇地区	S62. 12. 9(注)	主務大臣による指定
	中城湾港新港地区	H11. 3. 31(注)	
	那覇空港地区	H25. 2. 8	
	那覇港地区		

注 旧自由貿易地域、旧特別自由貿易地域であり、H24.4.1付けで国際物流拠点産業集積地域に指定されたとみなされている。



那覇市内の国際物流拠点産業集積地域 (線で囲まれた部分。左から那覇空港地区、那覇地区、那覇港地区)



国際物流拠点産業集積地域中城湾港新港地区 (線で囲まれた部分)

スペースの都合上、離島については一部のみ掲載。

現在、金融業務特別地区に指定されている地域・地区

地域	対象地域	指定の日	指定方法
金融業務特別地区	名護市	H14. 7. 10	主務大臣による指定

